

本リストの作成に伴い「要注意外来生物」という区分は廃止されました。

# 生態系被害防止 外来種リスト

正式名称：我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト

## ここがポイント！「生態系被害防止外来種リスト」

### Q1. 何に関するリストですか？

A 外来種について、日本及び海外等での生態系等への被害状況を踏まえ、日本における侵略性を評価し、リスト化したものです。「総合対策外来種」、「産業管理外来種」、「定着予防外来種」のカテゴリに分類されています。

### Q2. 生態系被害防止外来種リストを作成した目的は何ですか？

A 多くいる外来種の中から、特に注意が必要な外来種を明確にすることはとても重要です。リスト掲載種について、適切な行動を呼びかけることで、生態系等への被害を防止することを目的としています。

### Q3. 掲載種は輸入や飼育等が規制されているのですか？

A 外来生物法に基づいて輸入や飼育・栽培、運搬等が規制される特定外来生物も全て含まれています。それら以外の掲載種については外来生物法の規制はありませんが、生態系等への被害を及ぼすおそれがあるため、「入れない、捨てない、拡げない」の遵守など、取扱いには注意が必要です。

## カテゴリ区分

合計 **429** 種類

### 総合対策外来種（総合的に対策が必要な外来種）

**310** 種類

国内に定着が確認されているもの。生態系等への被害を及ぼしている又はそのおそれがあるため、防除、遺棄・導入・逸出防止等のための普及啓発など総合的に対策が必要。

#### 緊急対策外来種

対策の緊急性が高く、積極的に防除を行う必要がある。

#### 重点対策外来種

甚大な被害が予想されるため、対策の必要性が高い。

#### その他の総合対策外来種

### 産業管理外来種（適切な管理が必要な産業上重要な外来種）

**18** 種類

産業又は公益性において重要で、代替性がなく、その利用にあたっては適切な管理が必要。

### 定着予防外来種（定着を予防する外来種）

**101** 種類

国内に未定着のもの。定着した場合に生態系等への被害のおそれがあるため、導入の予防や水際での監視、野外への逸出・定着の防止、発見した場合の早期防除が必要。

#### 侵入予防外来種

国内に導入されていない種。導入の防止、水際での監視等により侵入を未然に防ぐ必要がある。

#### その他の定着予防外来種

国内に導入されているが、自然環境における定着は確認されていない種。

# 生物を移動させるイコール = 外来種問題のおそれ!?

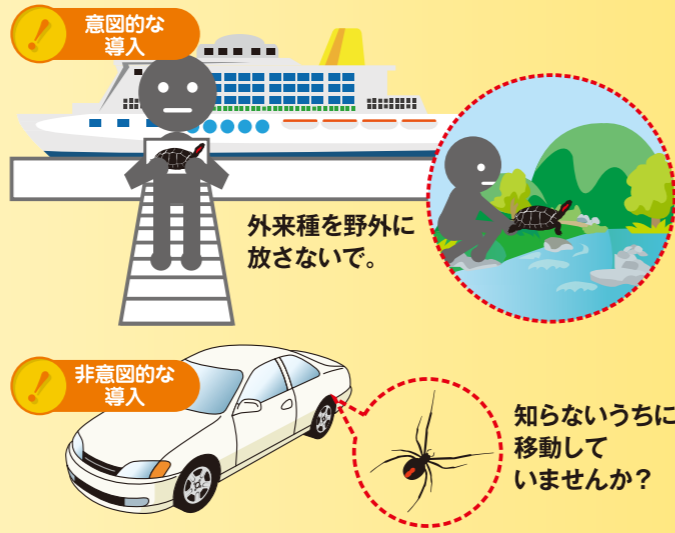
“外来種”とは、「人の活動によって本来の分布域の外の国や地域に導入（移動）された生物種」のことを言います。対して、本来の分布域に生息・生育する生物を“在来種”といいます。外来種とは、海外から日本に持ち込まれた生物（**国外由来の外来種**）のことを表すと思われがちですが、日本の在来種であっても、本来の分布域が日本の一部であ

る場合、国内の分布していない地域に導入（移動）されれば、“外来種”となります。このような外来種のことを「**国内由来の外来種**」と呼んでいます。

また、外来種の中でも、生態系や農林水産業、または人の健康に大きな被害を及ぼすもののことを「**侵略的外来種**」といいます。

## 国外由来の外来種

(外来生物法における「外来生物」)

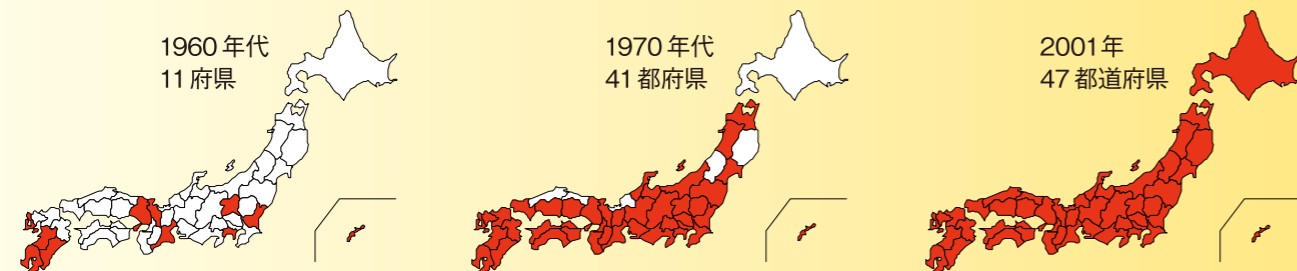


## 急激に分布を拡げたオオクチバス



「オオクチバス」(原産地：アメリカ中東部等を原産)は、“ブラックバス”という名で広く知られています。日本には、1925年に神奈川県芦ノ湖に放流され、そこから長崎県白雲の池(1930年)、群馬県田代湖(1935年)と、各地

への放流が進みました。1970年代になると一気に全国各地に放流が進み、2001年には全国各地で確認されるに至りました。本種が入り込んだ水域では、在来魚や昆虫が捕食されることで、生態系に大きな被害が及びます。



## 外来生物法

生態系等への被害を及ぼすおそれのある生物を**特定外来生物**として指定し、飼育・栽培、運搬、輸入、野外への放出、譲渡などが規制されます。同じく同法に基づき指定される**未判定外来生物**は、輸入時に事前届出が必要です。

**外来生物法で規制される事項** これらの規制に違反をすると、最高で懲役3年、罰金300万円(個人)又は1億円(法人)が科される場合があります。



一人一人の行動が大切です。  
リストを知って、  
次の3つを守りましょう!!

## 外来種被害予防三原則

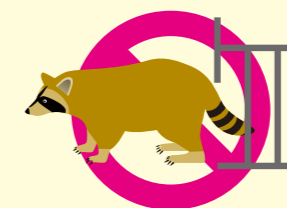
**1**  
悪影響を及ぼすおそれのある外来種を  
“**入れない**”

外来種問題を引き起こさないために、一番大切なことです。外来種を入れなければ問題は起きません。



**2**  
飼育・栽培している外来種を  
“**捨てない**”

入れた外来種は、適切に管理(捨てない、逃がさない、放さない)しなければなりません。ペットや観葉植物は、最後まで管理する責任があります。



**3**  
すでに野外にいる外来種を他地域に  
“**拡げない**”

すでに野外に定着してしまっている外来種は、まだ定着していない地域に拡げないことが大事です。これ以上問題を拡げてはいけません。

